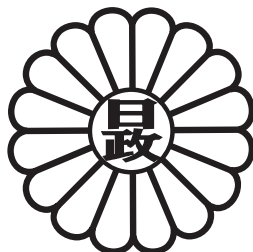


第49回 年次大会

令和8年6月25日(木)

16:30～17:00

於 全日会館



全日本不動産政治連盟

〈 目 次 〉

全日本不動産政治連盟 第49回 年次大会 次第・・・・・・・・・・	1 頁
報告事項 (1) 令和7年度 活動報告に関する件・・・・・・・・・・	2 頁
【はじめに・令和7年度 活動報告】	
(2) 令和7年度 決算報告に関する件・・・・・・・・・・	12 頁
【令和7年度 収支報告書・貸借対照表・財産目録】	
(3) 令和7年度 監査報告に関する件・・・・・・・・・・	14 頁
【令和7年度 監査報告書】	
(4) 令和8年度 活動方針に関する件・・・・・・・・・・	15 頁
【はじめに・委員会別活動方針】	
(5) 令和8年度 収支予算に関する件・・・・・・・・・・	19 頁
【令和8年度 収支予算書】	
決議事項 第1号議案 第23期 幹事の補選に関する件・・・・・・・・	21 頁

〈 参 考 資 料 編 〉

(1) 第23期 幹事・監査役一覧・・・・・・・・・・	24 頁
(2) 第23期 本部長一覧・・・・・・・・・・	25 頁
(3) 第23期 役職者一覧・・・・・・・・・・	26 頁
(4) 第23期 委員会名簿・・・・・・・・・・	26 頁
(5) 令和8年度 税制改正及び政策に関する要望書・・・・・・・・	27 頁
(6) 広報紙「日政連」第134・135・136号(抜粋)・・・・・・・・	42 頁
(7) 令和6年度 総集編 表紙・・・・・・・・・・	45 頁
(8) 入会促進リーフレット 表紙・・・・・・・・・・	46 頁

〈全日本不動産政治連盟 第49回 年次大会 次第〉

司 会 _____

一．開 会 の 辞

二．出席状況報告

代 議 員 総 数	名
代議員出席者数	名
委任状提出者数	名
有効出席者数	名

三．会 長 挨 拶

四．議 長 団 選 出

議 長 _____ (_____ 本部)

副 議 長 _____ (_____ 本部)

五．議事録作成人 _____

六．議事録署名人 _____ (_____ 本部)

議事録署名人 _____ (_____ 本部)

七．目 的 事 項

- 報告事項 (1) 令和7年度 活動報告に関する件
(2) 令和7年度 決算報告に関する件
(3) 令和7年度 監査報告に関する件
(4) 令和8年度 活動方針に関する件
(5) 令和8年度 収支予算に関する件

決議事項 第1号議案 第23期 幹事の補選に関する件

八．閉 会 の 辞

令和７年度 活動報告に関する件

はじめに

令和７年度を振り返ると、日本の経済は賃上げによる景気の回復基調が続いたものの物価高の影響で力強さに欠けました。政治は少数与党として石破政権の国会運営が難航し、年末には自民党総裁に高市早苗氏が選出され、日本初の女性首相が誕生するなど転換点となりました。

また、日本が抱える社会的課題としては、自然災害対策、少子高齢化・人口減少問題などが山積し、建築費の高騰や金利の先高感など、不動産業を取り巻く環境も確実に厳しさを増しました。

このような状況の下、本会は全日本不動産政策推進議員連盟及び顧問議員を通じて、新築着工数の減少が続く中、内需を下支えする住宅ローン減税の延長と要件緩和を求めました。特に既存住宅の活用促進へ新築同等の減税条件を要望し、高市政権下で既存住宅の床面積要件、控除上限額の拡大及び控除期間の延長などの支援策が拡充された令和８年度の税制改正大綱が取りまとめられました。

これらの措置は、不動産の有効活用を促し、既存住宅市場の活性化につながるものと期待しています。

また、組織の充実及び財政の安定を図るため、地方本部を通じて会員増強に努め、令和６年度より会員数及び新規入会者数とも増加することができました。

併せて、会員からの要望等に対応できるよう地方の行政及び議員との良好な関係を構築するための活動を推進し、その活動に対し助成を実施いたしました。

これらの活動・成果については、広報誌「日政連」及びホームページを通じて会員及び一般の方に対しＰＲ・周知を図りました。

以下、令和７年度の主な活動について報告します。

【 令和7年度 活動報告 】

自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日

1. 会議等開催状況について

□第48回 年次大会

日 時 令和7年6月25日（水）17：05～17：50

場 所 ホテルニューオータニ 「おり鶴・翔の間」

出席状況報告 代議員総数 46名

出席者数 45名

有効出席者数 45名

議 案

報告事項（1） 令和6年度 活動報告に関する件 【報告】

（2） 令和6年度 決算報告に関する件 【報告】

（3） 令和6年度 監査報告に関する件 【報告】

（4） 令和7年度 活動方針に関する件 【報告】

（5） 令和7年度 収支予算に関する件 【報告】

決議事項 第1号議案 役員選任に関する件 【承認】 【資料1】

（詳細は、広報紙「日政連 第134号」に掲載しております。）

□常任幹事会

6月 4日 第1回 常任幹事会

- ・令和6年度 活動報告に関する件
- ・令和6年度 決算報告に関する件
- ・令和6年度 監査報告に関する件
- ・第48回 年次大会運営に関する件
- ・第23期 会員外監査役候補者選出に関する件
- ・資格審査委員会設置に関する件
- ・会則施行規則一部変更に関する件
- ・資格審査委員会規程策定に関する件
- ・資格審査委員選任に関する件
- ・顧問議員選任に関する件

※組織運営のスリム化に伴う会則一部変更により令和7年6月25日第48回
年次大会開催日より常任幹事会は廃止された。

□幹事会

5月 2日 第1回 幹事会（書面表決）
・第27回参議院議員通常選挙への対応に関する件

6月 5日 第2回 幹事会
・令和6年度 活動報告に関する件
・令和6年度 決算報告に関する件
・令和6年度 監査報告に関する件
・第48回 年次大会運営に関する件
・第23期 会員外監査役候補者選出に関する件
・資格審査委員会設置に関する件
・会則施行規則一部変更に関する件
・資格審査委員会規程策定に関する件
・資格審査委員選任に関する件
・顧問議員選任に関する件

6月24日 第3回 幹事会
・令和8年度 税制改正及び政策要望に関する件
・地方本部規程細則一部改正に関する件
・第23期 役員候補者の選出に関する件
・第23期 本部長の選任に関する件

【資料2】

6月25日 第4回 幹事会
・会長の選任に関する件
・会長推薦による幹事候補者の選出に関する件
・役職者の選任に関する件
・名誉顧問・顧問の委嘱に関する件

7月 4日 第5回 幹事会
・会則施行規則一部変更に関する件
・第23期 役職者及び委員長の選任に関する件
・地方本部幹事の辞任勧告に関する件
・大阪府本部の運営に関する件

【資料3】

7月25日 第6回 幹事会
・第23期 委員会構成に関する件

【資料4】

8月 8日 第7回 幹事会（※オンライン会議システム併用）
・大阪府本部長の選任に関する件

12月 5日 第8回 幹事会
・令和7年度 上半期活動報告に関する件
・令和7年度 上半期決算報告に関する件
・令和7年度 上半期監査報告に関する件
・地方本部助成金支給要綱策定に関する件
・顧問議員選任に関する件

- 1月16日 第9回 幹事会（書面表決）
・第51回衆議院議員総選挙への対応に関する件
- 1月29日 第10回 幹事会（書面表決）
・三重県本部の運営に関する件
- 3月13日 第11回 幹事会
・令和8年度 活動方針案に関する件
・令和8年度 収支予算案に関する件
・令和8年度 地方本部活動方針案・収支予算案に関する件
・令和8年度 年次大会議案策定に関する件
・顧問議員選任に関する件

□財務委員会

- 5月 1日 第1回 財務委員会
・令和6年度 活動報告案に関する件
・令和6年度 決算報告案に関する件

□政務対策委員会

- 5月27日 第1回 政務対策委員会〔全日：法務税制委員会と合同〕
・令和8年度 政策及び税制改正要望案に関する件
・新規要望等に関する件〔協議〕

□組織広報委員会

- 5月12日 第1回 組織広報委員会
・「日政連ニュース」業者選定に関する件
・リーフレット改訂に関する件

□運営委員会

- 9月17日 第1回 運営委員会
・「日政連」134号発行に関する件
・地方本部助成に関する件〔協議〕
- 10月24日 第2回 運営委員会
・令和7年度 上半期活動報告案に関する件
・令和7年度 上半期決算報告案に関する件
・地方本部助成金支給要綱策定に関する件
・入会促進リーフレット改訂に関する件〔協議〕
・地方本部活動レポートの寄稿依頼に関する件〔協議〕

- 12月15日 第3回 運営委員会（オンライン会議システム併用）
- ・「日政連」135号発行に関する件
 - ・入会促進リーフレット改訂に関する件
- 2月12日 第4回 運営委員会
- ・令和8年度 活動方針及び収支予算に関する件（運営委員会）
 - ・令和8年度 収支予算に関する件（全体）
 - ・全日法務税制委員会主催の勉強会テーマ（案）に関する件〔協議〕
 - ・規程見直しに関する件〔協議〕
- 3月 5日 第5回 運営委員会
- ・「日政連」136号発行に関する件
 - ・「日政連」総集編発行に関する件
 - ・「日政連」業者選定に関する件〔協議〕
- 3月24日 勉強会
- テーマ 「成年後見制度改革の法制審議会答申を読む」
- 講 師 早稲田大学法学学術院 山野目 章夫 教授

□資格審査委員会

- 6月16日 第1回 資格審査委員会
- ・役員等候補者の資格審査に関する件
- 8月 8日 第2回 資格審査委員会
- ・役員等候補者の資格審査に関する件
- 1月29日 第3回 資格審査委員会
- ・令和8年度 活動方針及び収支予算に関する件
 - ・規程の一部改正に関する件

□正副会長・幹事長会議（三役会議）

- 5月 7日 第1回 三役会議（書面表決）
- ・令和6年度 活動報告に関する件
 - ・令和6年度 決算報告に関する件
 - ・会員外監査役候補者の選出に関する件
 - ・令和7年度 年次大会の運営に関する件
 - ・第2回 幹事会議案策定に関する件
- 6月13日 第2回 三役会議
- ・第27回参議院議員通常選挙への対応に関する件
 - ・令和8年度 税制改正及び政策要望に関する件
 - ・地方本部規程細則一部改正に関する件
 - ・合同役員夕食会の開催に関する件
 - ・第3回 幹事会議案策定に関する件

7月17日 第3回 三役会議（書面表決）

- ・第23期委員会構成に関する件
- ・大阪府本部長等の選任スケジュールに関する件
- ・第6回 幹事会議案策定に関する件

11月6日 第4回 三役会議（書面表決）

- ・令和7年度 上半期活動報告に関する件
- ・令和7年度 上半期決算報告に関する件
- ・令和8年度 運営方針及び重点活動指針に関する件
- ・第8回幹事会 議案策定に関する件

11月13日 第5回 三役会議

- ・地方本部助成金支給要綱策定に関する件
- ・顧問議員等に関する件

1月16日 第6回 三役会議（書面表決）

- ・三重県本部の運営に関する件

3月4日 第7回 三役会議（書面表決）

- ・令和8年度 活動方針(案)及び収支予算(案)に関する件
- ・令和8年度 年次大会議案等策定に関する件
- ・第11回 幹事会議案策定に関する件
- ・会議スケジュールの策定に関する件

□監査会

5月15日 期末監査会

- ・令和6年度 業務執行状況について
- ・令和6年度 財産状況について

11月13日 上半期監査会

- ・令和7年度 上半期業務執行状況について
- ・令和7年度 上半期財産状況について

2. 全日本不動産政策推進議員連盟の活動について

◆ 全日本不動産政策推進議員連盟 総会の開催

令和7年11月28日、自由民主党本部において、自由民主党議員本人・代理併せて87名、日政連役職者13名、国土交通省役職者8名が出席し、総会が開催された。日政連として令和8年度税制改正及び政策に関する要望を行った。

税制については、不動産流通市場に大きく影響を与える住宅ローン減税の延長と

その適用要件である床面積の緩和、各種不動産税制にかかる特例措置の延長と拡充を要望した。

併せて、少子高齢化に伴う農地、空き家を含めた諸問題、既存住宅の価値見直しによる流通促進、不動産取引の円滑化に向けた成年後見制度の活用といった不動産業界を取り巻く課題解決のための政策要望を行った。

（詳細は広報紙「日政連 第135号」に掲載しております。）

3. 令和8年度 土地・住宅税制等の要望活動について

◆ 土地住宅政策に関する政策提言

国会予算が70年ぶりに減額修正され、財源確保のために厳しい指摘を受けている不動産に係わる各種税制特例措置に関し、既存の措置が延長されなければ、実需との更なる乖離と内需の縮小による不動産市場の低迷につながるとの観点から、全日法務税制委員会と連携し、不動産業界の成長を維持するため不動産流通促進による地方活性化を図る税制改正として7項目、低利用や未利用不動産の流通促進を図る政策として8項目の「令和8年度税制改正及び政策要望」【資料5】を取りまとめ、関係省庁及び政権与党に対し要望活動を行った。

また、令和9年度に向けた税制及び政策要望について、全日法務税制委員会と合同で検討を行った。

◆ 自民党の「予算・税制等に関する政策懇談会」にて税制改正・政策要望

日 時：令和7年11月11日

場 所：自由民主党本部

出席者：新藤義孝組織運動本部長、永岡桂子団体総局長、
加藤鮎子国土交通部会長、国定勇人国土・建設関係団体委員長ほか
松永幸久 幹事長、新井晴夫政務対策担当副幹事長

（詳細は広報紙「日政連 第135号」に掲載しております。）

◆ 全日議連を通じて、令和8年度 税制改正及び政策要望の陳情を行った。

1. 日 時：令和7年9月30日

陳情先：中野洋昌 国土交通大臣

同行頂いた議員：野田聖子 議連会長、井上信治 議連事務局長

出席者：中村裕昌 会長、松永幸久 幹事長

2. 日 時：令和7年11月28日

陳情先：三反園訓 財務大臣政務官

同行頂いた議員：野田聖子 議連会長、浜田靖一 議連会長代行、
井上信治 議連事務局長

出席者：中村裕昌 会長、松永幸久 幹事長

3. 日 時：令和7年11月28日

陳情先：小野寺五典 自由民主党税制調査会長

同行頂いた議員：野田聖子 議連会長、井上信治 議連事務局長、
牧島かれん 議連事務局次長

出席者：中村裕昌 会長、松永幸久 幹事長

（詳細は広報紙「日政連 第135号」に掲載しております。）

- ◆ 令和7年10月21日に成立した第1次高市内閣で16年ぶりに自民党から国土交通大臣に就任した金子恭之衆議院議員を表敬訪問し、日政連から要望している税制改正の実現と外国人による日本の不動産取得などのテーマについて意見交換を行った。

日 時：令和7年12月1日

場 所：国土交通省大臣室

出席者：金子恭之国土交通大臣、
楠田幹人不動産・建設経済局長、倉石誠司不動産業課長
中村裕昌 会長、松永幸久 幹事長

（詳細は広報紙「日政連 第135号」に掲載しております。）

- ◆ 令和8年度税制改正大綱決定（日政連の活動成果）

自民党と日本維新の会は令和7年12月19日に「令和8年度税制改正大綱」を決定し、同26日に閣議決定が行われた。

日政連は、全日本不動産政策推進議員連盟、関係省庁及び政権与党に対し、要望活動を行い、新築着工数の減少が続く中で内需を下支えする住宅ローン減税の延長と要件緩和を求めた。特に既存住宅の活用促進へ新築同等の減税条件を要望し、既存住宅の床面積要件引下げなど支援策が拡充されたほか、不動産流通に大きく影響を与える各種不動産税制に係る特例措置が延長された。

（詳細は広報紙「日政連 第135号」に掲載しております。）

4. 各種選挙への対応について

- ◆ 第27回参議院議員通常選挙

第27回参議院議員通常選挙は令和7年7月20日投開票され、与党の自民、公明両党は47議席（自民党39・公明党8）と6年前の改選から24議席（自民党18・公明党6）減らし、非改選75議席と合わせて122議席と過半数の125議席を割り込む結果となった。このような選挙結果の中、日政連の推薦議員は選挙区・比例代表で計30名が当選を果たした。

今後は、参議院でも与党が過半数を割り込み、野党が躍進したことで、国会はねじれ状態の中で重要政策の合意形成が不可欠となり、政局と経済政策の行方を

注視しながら、日政連として会員の権益擁護のため適切に活動していくことが求められるようになった。

（詳細は広報紙「日政連 第134号」に掲載しております。）

◆ 第51回衆議院議員総選挙

第51回衆議院議員総選挙は令和8年2月8日投開票され、自民党が316議席を獲得し、単独で定数465の「3分の2」を超える歴史的な大勝となった。小選挙区では1都30県をほぼ独占し、比例でも議席を伸ばした。このような選挙結果の中、日政連の推薦議員は選挙区・比例代表で計212名が当選を果たした。

自民党が歴史的な大勝を収めたことで、高市政権には安定した政策運営のもとで地域経済の活性化と住宅市場の安定につながる政策の着実な実行を期待したい。

（詳細は広報紙「日政連 第136号」に掲載しております。）

5. 議員・後援会セミナーへの対応について

- ◆ 日政連顧問議員等が主催する政治資金規正法第8条の2に基づく政経セミナー・講演会等に適宜参加し、関係議員との友好的関係構築に努めた。
【衆・参議員等 56名、その他 1名】

6. 地方本部における日政連活動の促進について

- ◆ 地方における行政及び議員との良好な関係を構築するための活動に対し助成を実施した。
【6地方本部 計8回】
秋田県本部・福井県本部・静岡県本部・滋賀県本部・京都府本部・長崎県本部

7. 日政連活動PR等について

- ◆ 日政連活動のPRについては、広報紙「日政連」を通じて本会の活動や政策提言などを全会員に周知するとともに、会員からの要望等を国政及び関係行政機関に伝える媒体として活用した。発行に当たっては、会員が興味をもって見てもらえるような紙面構成の充実に努めた。【資料6】
併せて、日政連ホームページを通じて会員及び消費者に対し、総本部・地方本部の活動を分かりやすく発信するとともに会員増強のツールとしての活用にも努めた。

広報紙「日政連」各号の主な記事は、以下のとおりである。

□「日政連 第134号」（令和7年9月30日発行）

主な記事：第48回年次大会を開催 中村会長を再選、
第23期役員一覧、委員会名簿、日政連組織図、
第27回参議院議員通常選挙、
地方本部の活動レポート[静岡県本部・神奈川県本部]

□「日政連 第135号」（令和8年1月30日発行）

主な記事：会長新年挨拶、令和8年度税制改正大綱決定、
全日本不動産政策推進議員連盟総会開催、
財務大臣政務官、自民党税制調査会長に税制改正・政策要望、
中野国土交通大臣（当時）に税制改正・政策要望、
自民党に税制改正要望、公明党に税制改正要望、
金子国土交通大臣を表敬訪問、
地方本部の活動レポート[東京都本部・愛知県本部・静岡県本部]

□「日政連 第136号」（令和8年3月31日発行）

主な記事：第51回衆議院議員総選挙、
地方本部の活動レポート[東京都本部・広島県本部・静岡県本部]

◆ 日政連活動の年間活動記録を総集編（保存版）として発行し、地方本部年次大会等に併せて所属会員に配布を行うなど周知に努めるとともに入会促進用のツールとして活用を図った。【資料7】

◆ 組織の充実強化を図るため、日政連活動を広く周知し入会促進及びPRを図るため、今までの活動成果を簡潔に掲載する等の掲載内容を見直したリーフレット（改訂版）を作成し、各地方本部に配布した。【資料8】

以上

報告事項（２）令和７年度 決算報告に関する件

令和7年度 収支報告書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

全日本不動産政治連盟

1. 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差額	実施率%	備考
入会金	0	0	0	-	※減免措置
既存会員 会費	63,840,000	59,882,000	3,958,000	93	既存会費 2,000円×29,941名
新規会員 会費	4,270,000	4,498,000	△ 228,000	105	新規会費 2,000円×2,249名
雑収入	800,000	1,480,000	△ 680,000	185	過年度会費 2,000円×740名
受取利息	800	70,981	△ 70,181	8,872	
収入合計(A)	68,910,800	65,930,981	2,979,819	95	
前期繰越収支差額	258,052,922	258,052,922	0		
合計(B)	326,963,722	323,983,903	2,979,819		

2. 支出の部

科目	予算額	決算額	差額	実施率%	備考
組織活動費	30,413,500	20,919,293	9,494,207	68	
大会費	1,015,000	684,386	330,614	67	年次大会開催費用
交際費	420,000	379,710	40,290	90	慶弔費等
組織対策費	22,173,500	15,445,246	6,728,254	69	各種会議開催費用(幹事会・委員会)
寄付金	3,000,000	1,380,000	1,620,000	46	政治家パーティー券
特別事業費	3,805,000	3,029,951	775,049	79	全日議連関係費用
備品・消耗品費	300,000	177,753	122,247	59	備品・消耗品費用
事務所費	3,700,000	3,646,940	53,060	98	家賃、電話代等
人件費	6,300,000	6,251,572	48,428	99	給与、社会保険料等
選挙関係費	12,000,000	11,113,010	886,990	92	選挙対応費用
機関誌発行費	3,645,000	3,220,765	424,235	88	広報誌発行費、HP管理、広告費用
雑 費	100,000	58,785	41,215	58	振込手数料等
予備費	2,000,000	0	2,000,000	0	
支出合計(C)	58,458,500	45,388,118	13,070,382	77	
当期収支差額	10,452,300	20,542,863			(A)－(C)
次期繰越収支差額	268,505,222	278,595,785			(B)－(C)

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 資産の部		2. 負債の部	
(1)流動資産		(1)流動負債	
現 金	87,123	未 払 金	0
普 通 預 金	246,913,711	前 受 金	14,000
通 常 貯 金	1,608,951	(2)固定負債	0
定 期 預 金	30,000,000	負 債 合 計	14,000
(2) 固定資産	0	3. 正味財産の部	
		正 味 財 産	278,595,785
資 産 合 計	278,609,785	負債・正味財産合計	278,609,785

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
1. 資産の部		
(1)流動資産		
現 金	87,123	
普 通 預 金	246,913,711	みずほ銀行
通 常 貯 金	1,608,951	ゆうちょ銀行
定 期 預 金	30,000,000	みずほ銀行
(2) 固定資産	0	
資 産 合 計	278,609,785	
2. 負債の部		
(1)流動負債		
未 払 金	0	
前 受 金	14,000	令和8年度会費
(2)固定負債	0	
負 債 合 計	14,000	
3. 正味財産の部		
正 味 財 産	278,595,785	

令和7年度 期末監査報告書

1.業務執行状況について

法令及び会則に従い、活動方針に沿って適正に執行されていることを認めます。

2.財産状況について

収支報告書、貸借対照表及び財産目録について監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和8年5月14日

全日本不動産政治連盟

監査役

山崎一守 

監査役

京阿一臣 

監査役

井上博之 

令和８年度 活動方針に関する件

はじめに

令和８年度の日本経済は、物価上昇が落ち着き賃上げも進む中で緩やかな回復が続く一方、世界情勢の不安定さや原油高がリスクとなり、先行きには注意が必要です。

不動産業界では、公示地価が上昇し市場は堅調なものの、建設業の人手不足や資材高騰により新築住宅の供給が大幅に減少し、価格や住環境への影響が懸念されています。

本会はこれまで、空き家対策を含む既存住宅の流通促進を要望して参りました。昨今の建築費高騰は、既存資産の価値を再評価し、ストック型社会への転換を進める好機でもあります。官民が連携し、税制・金融・流通・建築・登記・行政手続など各制度を総合的に見直すことで、不動産流通の促進、地方活性化、空き家・低未利用不動産対策、さらには持続可能な地域社会の形成につながる施策を要望して参ります。

併せて、令和６年度に実施した機能的かつ合理的な組織改革について検証を行い、組織の一層の充実・強化を図ります。

また、地方本部における効果的な日政連活動を推進し、国民の住生活基盤の安定と向上、会員の権益擁護に的確に対応して参ります。

会員各位におかれましては、これらの活動への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細な活動内容は次のとおりです。

日 政 連 活 動 に つ い て

全日本不動産政治連盟
会 長 中 村 裕 昌

【目的】

本会は不動産取引業者の政治意識を高揚し、不動産取引業制度の確立及び権益を擁護し、政治経済の研究を行うと共に、国民生活の向上と健全なる議会政治体制の強化を図ることを目的とする。

【事業方針】

1. 不動産取引業者の地位向上のための諸施策の推進に関する事業
2. 政治経済の研究に関する事業
3. 政治資金規正法に基づく積極的な政治活動
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

令和8年度 重点活動指針

1. 運営方針に基づき更なる会員増強に努め、組織の充実強化を図る。
2. 会員及び消費者に対し当連盟の活動をより理解してもらうため、ホームページの充実を図り、メールによる情報発信を行う。
3. 全日本不動産政策推進議員連盟及び顧問議員等を通じ、当連盟が掲げる税制改正及び政策の実現を目指し、要望活動を行う。
4. 総本部と地方本部の連携を図り顧問議員との友好な関係が構築できるよう努めるとともに国政選挙において、当連盟顧問議員及び全日議連会員並びに与党議員への支援活動を積極的に行う。
5. 政治・経済に関する調査研究活動を行う。

令和８年度 委員会別 活動方針

自 令和８年４月 １日

至 令和９年３月３１日

【運営委員会】

○総務

- (１) 必要に応じて他団体との連携を図り、本会会議の運営全般を担当する。
- (２) 全日議連総会及び要望活動等の連絡調整を行う。
- (３) 適正な本会運営を図るため諸規定の整備を行う。
- (４) 政党・議員後援会セミナー等へ参加し、緊密な関係構築に努める。
- (５) 総本部・地方本部の効率的な会務運営に努める。
- (６) 地方本部の活動を支援するため、助成を行う。

○財務

- (１) 政治資金規正法を遵守し、財務体質の強化と健全な運営を図る。
- (２) 総本部・地方本部の財務状況について継続的に検証し、効果的な財務体制の確立を目指す。
- (３) 地方本部の会計処理に対する適切な指導を行うとともに、会費納入促進に努める。

○政務対策

- (１) 土地・住宅政策に関する要望事項を全日法務税制委員会と連携して策定し、全日議連及び顧問議員を通じて、当連盟が掲げる税制改正及び政策の実現を目指し、国会・政党・官公庁に対し陳情活動を行うとともに地方本部との連携を図り、要望活動を展開する。
- (２) 全日法務税制委員会との合同会議を開催し、必要に応じて正副委員長会議や学識経験者を交えた勉強会を実施する。
- (３) 政党及び官公庁等でのヒアリングや勉強会に参加し、その内容を税制改正及び政策提言に反映させる。
- (４) 時事の諸問題に対して調査研究を行い、会員の権益擁護のため必要に応じて意見交換を行い、全日議連を通して陳情活動を展開する。

○選挙対策

- (１) 国政選挙が実施された場合は、日政連活動に理解ある候補者（総本部委嘱の顧問議員、全日議連会員、自民党議員）に対し、推薦状・為書きを発行し、積極的な支援活動を行う。

- (2) 総本部及び地方本部における選挙応援及び支援対策の充実を図る。
- (3) ネット選挙解禁等により選挙関連の規制・法律が多岐にわたることを踏まえ、公職選挙法違反防止の観点から、必要に応じて勉強会を開催する。

○組織

- (1) 運営方針に基づき更なる会員増強に努め、組織の拡充強化を図る。
- (2) 地方本部を通じて日政連への理解促進に努め、新規入会者の獲得を目指し、必要に応じて入会促進等について地方本部と意見交換を行う。
- (3) 日政連の活動内容を記載したリーフレットの改訂版を発行する。

○広報

- (1) 広報紙「日政連」を発行し、下記の活動方針に基づき会員への周知、報告を行う。
 - ①日政連の活動報告及び実績を会員に積極的に周知する。
 - ②会員等に日政連活動への理解を深めてもらうため、総集編を発行する。
 - ③地方本部レポートを適宜掲載し、地方本部における日政連活動を紹介する。
 - ④各種選挙に関する報告を行う。
- (2) 総本部・地方本部のホームページを活用し、日政連の活動状況の周知を図るとともに、メールによる情報発信の充実に努める。
- (3) 業界紙等に日政連 PR 広告を掲載し、日政連の広報活動を行う。

【資格審査委員会】

- (1) 規程に則り、厳正公正に候補者の審査を行う。

以上

令和8年度 収支予算書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

全日本不動産政治連盟

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	増 減	備 考
入 会 金	0	0	0	※1年間限定の減免措置
既存会員 会費	66,142,000	63,840,000	2,302,000	既存会費 2,000円×33,071名
新規会員 会費	4,390,000	4,270,000	120,000	新規会費 2,000円×2,195名
雑 収 入	746,000	800,000	△ 54,000	過年度会費 2,000円×373名
受 取 利 息	10,000	800	9,200	
収 入 合 計 (A)	71,288,000	68,910,800	2,377,200	
前期繰越収支差額	278,595,785	258,052,922	20,542,863	
合 計 (B)	349,883,785	326,963,722	22,920,063	

2. 支出の部

科 目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	増 減	備 考
組 織 活 動 費	28,440,000	30,413,500	△ 1,973,500	
（内訳）大 会 費	320,000	1,015,000	△ 695,000	年次大会開催費用
（内訳）交 際 費	420,000	420,000	0	慶弔費
（内訳）組織対策費	21,200,000	22,173,500	△ 973,500	各種会議開催費（幹事会、委員会） 地方本部助成金等
（内訳）寄 付 金	3,000,000	3,000,000	0	政党及び政治家パーティー券
（内訳）特別事業費	3,500,000	3,805,000	△ 305,000	全日議連関連費用
備 品 ・ 消 耗 品 費	300,000	300,000	0	備品消耗品費用
事 務 所 費	3,700,000	3,700,000	0	家賃、電話代、インターネット等
人 件 費	6,300,000	6,300,000	0	給与、社会保険料等
選 挙 関 係 費	13,000,000	12,000,000	1,000,000	選挙対応費用
機 関 誌 発 行 費	3,645,000	3,645,000	0	広報誌発行、HP管理、広告費用
雑 費	100,000	100,000	0	振込手数料等
予 備 費	2,000,000	2,000,000	0	
支 出 合 計 (C)	57,485,000	58,458,500	△ 973,500	
当期収支差額	13,803,000	10,452,300	3,350,700	(A)－(C)
次期繰越収支差額	292,398,785	268,505,222	23,893,563	(B)－(C)

Memo

決議事項

第1号議案 第23期 幹事の補選に関する件

第23期幹事の補選にあたり、下記の候補者を幹事として選任すべく提案いたします。

なお、会則第21条第2項の規定に基づき、選任後の任期は令和9年度年次大会終結の時までとなります。

■幹事候補者

地区名	本部名	氏 名
近畿	大阪府本部	古我 康浩

◎会則（抜粋）

（選任）

- 第19条 幹事及び監査役は、大会において選任する。
- 2 監査役のうち、1名は正会員以外の者から選任することができる。
 - 3 ～省略～
 - 4 ～省略～
 - 5 幹事及び監査役の候補者の選出方法等については別に定める。

（任期）

- 第21条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する年次大会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の満了する時までとする。
 - 3 ～省略～

◎役員候補者選出規程（抜粋）

第1条 全日本不動産政治連盟（以下、「本会」という。）会則第19条第5項に定める役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 幹事は、地方本部大会において正会員（法人にあっては宅地建物取引業第6条の免許証に記載された代表者）のうちから候補者を選出する。

- (2) 幹事の候補者は本部長とし、正会員数（会費未納会員を除く。以下同じ。）を幹事定数で除した正会員数につき1名を基準とし、各地区懇談会の正会員数を考慮して割当てを行う、ただし、会長は、会務の運営を円滑に遂行するため必要があると認めるときは、幹事会の決議を経て、幹事の候補者として2名以内を推薦することができる。
- (3) 各地区懇談会長は、幹事候補者名簿を、本会の大会開催日の14日前までに会長に届け出なければならない。
- (4) 監査役は、幹事会で推薦し、大会で選出する。

参 考 資 料 編

資料 1

全日本不動産政治連盟 第23期 幹事一覧

(敬称略)

No.	地区名	本部名	氏 名
1	北海道	北海道	横 山 鷹 史
2	東北	秋田県	目 黒 和 磨
3	関東	茨城県	◎ 稲 村 富士男
4		栃木県	◎ 平 山 満
5		群馬県	新 井 晴 夫
6		埼玉県	宮 嶋 義 伸
7		千葉県	原 口 正 子
8		東京都	中 村 裕 昌
9		神奈川県	佐々木 富見夫
10		新潟県	高 木 剛 俊

No.	地区名	本部名	氏 名
11	中部・北陸	静岡県	足 田 貞 明
12		愛知県	萩 原 幸 二
13	近畿	京都府	坊 雅 勝
14		兵庫県	南 村 忠 敬
15	中国	鳥取県	○ 細 砂 修 二
16	四国	愛媛県	上 谷 進
17	九州・沖縄	熊本県	松 永 幸 久
18	会長推薦	石川県	北 岡 勇 介
19		徳島県	米 田 久 夫

◎印は新任、○印は再任

第23期 監査役一覧

No.	地区名	本部名	氏 名
1	関東	神奈川県	◎ 山 崎 一 守
2	四国	愛媛県	◎ 京 河 一 臣
3	会員外		井 上 博 之

◎印は新任、○印は再任

全日本不動産政治連盟 第23期 本部長一覧

(敬称略)

No.	本部名	氏 名
1	北海道	横 山 鷹 史
2	青森県	高 橋 克 彦
3	岩手県	浅 沼 儀 洋
4	宮城県	◎ 小 林 英 樹
5	秋田県	目 黒 和 磨
6	山形県	山 口 真 司
7	福島県	新 妻 真 孝
8	茨城県	稲 村 富士男
9	栃木県	◎ 平 山 満
10	群馬県	新 井 晴 夫
11	埼玉県	◎ 宮 嶋 義 伸
12	千葉県	原 口 正 子
13	東京都	中 村 裕 昌
14	神奈川県	佐々木 富見夫
15	山梨県	中 村 浩 一
16	新潟県	高 木 剛 俊
17	富山県	◎ 真 田 宏 一
18	長野県	矢 口 則 義
19	石川県	北 岡 勇 介
20	福井県	西 和 成
21	岐阜県	野 田 久 貴
22	静岡県	疋 田 貞 明
23	愛知県	萩 原 幸 二
24	三重県	◎ 齋 藤 雅 彦

R7.12.9
辞任

No.	本部名	氏 名
25	滋賀県	伊 藤 靖
26	京都府	坊 雅 勝
27	大阪府	◎ 古 我 康 浩
28	兵庫県	南 村 忠 敬
29	奈良県	金 城 勝 義
30	和歌山県	長 岡 史 郎
31	鳥取県	細 砂 修 二
32	島根県	舟 越 隆 明
33	岡山県	弥久末 務
34	広島県	伊 折 一 夫
35	山口県	柴 田 行 夫
36	徳島県	米 田 久 夫
37	香川県	鈴 木 誠 司
38	愛媛県	上 谷 進
39	高知県	中 澤 正 志
40	福岡県	◎ 河 本 三 郎
41	佐賀県	千 北 政 利
42	長崎県	田 川 良 智
43	熊本県	松 永 幸 久
44	大分県	◎ 白 石 正
45	宮崎県	隈 元 ヤヨイ
46	鹿児島県	福 山 修
47	沖縄県	土 田 英 明

R7.8.8
選任

◎印は新任、○印は再任

資料 3

全日本不動産政治連盟 第23期 役職者一覧

役 職	氏 名	地方本部	委員長等
会 長（1名）	中村 裕昌	東京都	
副 会 長（3名以内）	坊 雅勝	京都府	
幹 事 長（1名）	松永 幸久	熊本県	
副幹事長（4名以内）	目黒 和磨	秋田県	運営委員長
	原口 正子	千葉県	財務担当・会計責任者 （運営副委員長）
	新井 晴夫	群馬県	政務対策担当 （運営副委員長）
	上谷 進	愛媛県	資格審査委員長
幹事（1名）	平山 満	栃木県	会計責任者職務代行者

資料 4

全日本不動産政治連盟 第23期 委員会名簿

○運営委員会

役 職	氏 名	地方本部
委 員 長	目 黒 和 磨	秋田県
副委員長	原 口 正 子	千葉県
副委員長	新 井 晴 夫	群馬県
委 員	平 山 満	栃木県
委 員	北 岡 勇 介	石川県
委 員	細 砂 修 二	鳥取県

○資格審査委員会

役 職	氏 名	地方本部
委 員 長	上 谷 進	愛媛県
副委員長	目 黒 和 磨	秋田県
委 員	稲 村 富士男	茨城県
委 員	疋 田 貞 明	静岡県
委 員	米 田 久 夫	徳島県

令和 8 年度 税制改正及び政策に関する要望書

公益社団法人 全日本不動産協会

全日本不動産政治連盟

2025 年は世界の政局が不安定化しており、世界各国で自国保護主義的政策が多く見られ、関税引き上げなどにより、世界経済の成長率の振れ幅は大きく変動すると予測される。中でも米国の動向は注視すべきではあるが、他国に比べ自由に取引ができる日本の不動産市場では、外国資本が不動産価格を大きくけん引し、成長を見せている。しかし、外需による影響は日本国民の実需との乖離を生み出している要因でもあり、外国籍との不動産取引の在り方について、国土安全等の課題を含め、国として経済とのバランスを見極めていくことを願う。

その中で国会予算が 70 年ぶりに減額修正され、財源確保のために厳しい指摘を受けている不動産に係わる各種税制特例措置に関し、既存の措置が延長されなければ、実需との更なる乖離と内需の縮小による不動産市場の低迷につながるのではないかと危惧するところである。

以上の観点から、不動産業界の成長を維持するため不動産流通促進による地方活性化を図る税制改正を 7 項目、低利用や未利用不動産の流通促進を図る政策を 9 項目とし、令和 8 年度税制改正及び土地住宅政策事項として要望する。

【不動産流通促進による地方活性化を図る税制改正要望】

1. 住宅・土地に係る適用期限を迎える各種税制特例措置の延長と拡充

既存の税制特例措置の延長と拡充を要望する。

2. 既存住宅リフォームにおける消費税の非課税措置

居住用建物のリフォーム費用に係る消費税の非課税化を要望する。

3. 二地域居住等を推進する新規住宅ローンの創設並びにローン控除適用及び各種特例措置創設

金融機関に対する二戸目住宅用低金利ローン創設の働きかけと二戸目住宅取得時の住宅ローン減税制度の適用を要望する。

4. 住宅ローン控除要件緩和及び恒久化

床面積要件の緩和について、新築物件に限らず、既存物件も対象に加えた上で恒久化することを要望する。

5. 買取再販に伴う不動産取得税の手続きの簡素化

買取再販業における建物および敷地の不動産取得税特例措置の申請に関し、手続きの簡素化また適用要件の見直しを要望する。

6. 消費者の負担となる登録免許税の廃止

相続登記時の登録免許税、並びに抵当権設定及び抹消時における登録免許税の廃止を要望する。

7. 印紙税の見直しによる新たな税の適用

印紙税の代わりとなる全体の税を考慮した低額な、または低廉な税率の検討を要望する。

【低利用や未利用不動産の流通促進を図る政策要望】

1. 改正建築基準法における木造住宅の建築確認の円滑化

建築確認行政に携わる技術者等の体制強化、および、基準内容を精査する等により、改正建築基準法における木造住宅の建築確認をより円滑化させることを要望する。

2. 地籍調査の促進並びに不動産取引に関する情報取得のDX推進

不動産業の更なる業務効率化を目指し、不動産業DXを一層推進するよう望む。特に、地籍調査をより活発に進展させ、不動産取引に関する様々な図面や書類を一体にして完備し、一括で取得できるよう要望する。

3. SDGs 11を達成しストック型社会を実現するための既存物件の価値の見直し

既存住宅は良質な維持管理やリフォームによる価値の回復・向上等を反映した担保評価、事業用物件は収益還元等を配慮した担保評価の導入を金融機関に対し要望する。

4. 成年後見制度の活用を促進するための見直し

認知症等の認定を受けた不動産所有者の不動産取引が円滑に進むよう成年後見制度の弊害となっている制約等を見直すよう要望する。

5. 農地を含んだ不動産の流通を円滑にするための農地法の見直し

農地法における農地の権利移動に関する許可の見直しを要望する。

6. 宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドラインの改訂

「人の死以外の心理的瑕疵」及び「売買取引時における心理的瑕疵の告知義務期間」に関する情報の拡充を要望する。

7. 宅建業免許申請における標準処理期間の設定

宅建業法等で短い標準処理期間を設け、地方行政は標準処理期間内に行政手続きを完了させるように努めることを要望する。

8. 宅地建物取引業免許の承継

個人事業主の宅地建物取引業免許の承継制度を要望する。

9. 地域価値共創による空き家・空き地等の利活用の推進

空き家・空き地の利活用と同時に地域課題解決に取り組む事業者を後押しする仕組みづくりや、モデル事業の実施等による推進政策を要望する。

【不動産流通促進による地方活性化を図る税制改正要望】

1. 住宅・土地に係る適用期限を迎える各種税制特例措置の延長と拡充

○要望主旨

既存の住宅・土地優遇措置において適用期限を迎える項目については、延長と拡充を要望する。また国民が良い住まいを購入するために重要な住宅ローンに係わる特例措置は、新築着工数が減少する中で不動産市場における内需を支える重要な控除であるため、現状維持を強く要望する。

・住宅ローン減税等に係る所要の措置（所得税・個人住民税）

借入限度額 2,000～4,500万円 控除率 一律0.7%

子育て世帯等における借入れ限度額の上乗せ措置及び床面積要件の緩和特例（40㎡）も含む

・新築住宅に係わる税額の減額措置の延長（固定資産税）

戸建て3年間税額1/2に軽減 マンション5年間税額1/2に軽減

・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（所得税/個人住民税）

所得税100万円控除

譲渡価額が500万円以下（※）であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地を譲渡した場合とする。ただし、①市街化区域内、②用途地域が定められている区域、③所有者不明土地対策計画を策定した自治体の都市計画区域内に存する低未利用土地等を譲渡した場合は、800万円以下となる。

・長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税）

譲渡した資産の譲渡益について原則80%の課税繰り延べ

※国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年を超えるものを譲渡し、国内にある土地等、建物若しくは構築物を取得した場合

・居住用財産の買換え等に係る特例措置（所得税・個人住民税）

【譲渡益が生じた場合】買い替え資産を将来譲渡するときまで課税を繰り延べ

【譲渡損が生じた場合】譲渡損失額を所得金額の計算上控除（以降3年間繰り越し控除）

・土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

土地の所有権移転登記及び信託登記に係る、以下の特例措置の延長等。

所有権移転登記：2%→1.5%

信託登記：0.4%→0.3%

- ・リフォーム税制(所得税・固定資産税)
 - 【所得税】住宅へのリフォームを行う場合に、標準的な工事費用相当額の 10%を所得税から特別控除する。
 - 【固定資産税】工事翌年度の固定資産税の一定割合を減額
(耐震 1 / 2 , バリアフリー 1 / 3 , 省エネ 1 / 3 , 長期優良住宅化 2 / 3 減額)
- ・土地の譲渡益重課制度の課税停止 (所得税/法人税/個人住民税/法人住民税)

以下、重課制度の課税を停止する。

 - 【個人重課制度】5 年以下保有の土地等の譲渡所得について、他の所得と分離して譲渡益の 52%等が課される。
 - 【法人重課制度】土地等の譲渡をした場合に通常の法人税の他、当該土地の譲渡に係る譲渡益について追加課税がされる。5 年以下保有：10% 5 年以上保有：5 %
- ・市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例 (所得税・法人税)

譲渡した資産の譲渡益について 80%の課税繰り延べ

一定の区域内にある土地等、建物又は構築物を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得した場合
- ・長期優良住宅に係わる特例措置 (固定資産税・不動産取得税)
 - 【固定資産税】一般住宅特例 (1/2 を減額) の適用期間を延長
 - 【不動産取得税】課税標準からの控除額を住宅特例より増額
一般住宅特例 1,200 万円→1,300 万円
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (所得税/法人税/個人住民税/法人住民税)

各号の要件を満たす、長期譲渡所得について税率を 20%→14%。
- ・既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置 (固定資産税)
 - 【固定資産税】
耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から 2 年間、税額を 1/2 減額 (改修工事費の 2.5%を限度)。
- ・新築住宅のみなし取得時期等に係る特例措置 (不動産取得税)

宅地建物取引業者等に対する新築住宅のみなし取得時期の延長 (6 月→1 年)

また住宅用土地に対する不動産取得税の軽減措置を受ける場合の土地の取得から新築までの期間要件の延長 (2 年→3 年)

・認定住宅等に係る投資型減税（所得税）

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、断熱性能等級5以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6以上の基準を満たす（ZEH水準省エネ）住宅のいずれかを新築または建築後使用されたことのないものの取得をして居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から控除率10%（最大控除額65万円）

・特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除（所得税）

個人が有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、地方公共団体等が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合には、2,000万円を控除する。

・相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例（相続税・贈与税）

相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する

・都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置

（所得税・法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税）

要件を満たした建築物等に対する、以下の特例措置の延長等。

※ （ ）内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

【所得税・法人税】：建築物に関して5年間25%の割増償却 （50%の割増償却）

【登録免許税】：建築物に関して0.4%→0.35% （0.2%）

【不動産取得税】：土地・建物に関して課税標準を1/5控除 （1/2控除）

（上記を参酌基準とし、1/10～3/10（2/5～3/5）の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除）

【固定資産税】：公共施設等に関して課税標準を5年間3/5に軽減 （1/2に軽減）

【都市計画税】： 同上

（上記を参酌基準とし、1/2～7/10（2/5～3/5）の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減）

・居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置

（固定資産税・都市計画税）

要件を満たした土地・家屋・償却資産に対する、以下の特例措置の延長等。

課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：1/2）。

2. 既存住宅リフォームにおける消費税の非課税措置

○要望主旨

昨今、子育て世代において既存住宅を自分たちの生活や子育てに適した居住環境にリフォームする、また住宅購入資金が乏しい若年層は安価な既存住宅を購入のうえリフォームするケースが多く存在する。

しかし築年数が古いほどリフォーム費用が嵩むことから、築浅物件のリフォーム費用が掛からない既存住宅しか流通していないのが現状であり、リフォーム代金が既存住宅の流通促進の足かせになっていると考える。

他の先進国では住宅リフォームに関しては非課税や軽減税率、還付といった特例措置が設けられており、同様に居住用建物のリフォーム費用に係る消費税の非課税化を要望する。

3. 二地域居住等を推進する新規住宅ローンの創設並びにローン控除適用及び各種特例措置創設

○要望主旨

二地域居住等には自然災害や防災対策、コロナ感染拡大防止のための在宅勤務の普及、子育て世代のＩターンやＵターンの促進といったメリットがある。二地域居住等推進のためには、二戸目の住居であっても低金利となる住宅ローンの普及、住宅ローン控除の合算や金利の高い二戸目住宅のローン控除といった物件を購入しやすい環境の構築が必要である。

安心Ｒ住宅に適合した住宅やインスペクションを実施した住宅に対しての住宅取得に係る不動産取得税や登録免許税にかかる積極的な特例措置とあわせて創設を要望する。

4. 住宅ローン控除要件緩和及び恒久化

○要望主旨

従前より建築確認済みとなった新築に限って適用されている住宅ローン減税の床面積要件の緩和（40㎡以上）については、既存住宅流通促進の弊害となっているため、既存住宅にも適用するとともに、恒久化を要望する。

さらに新婚世帯の初めての住居となり、子供が生まれた際に次の住居を購入する買換資産へとつなげるため、また一人暮らしや老後の二人暮らしといったこれまでとは異なる生活スタイルに即した住居取得の一助とするため、住宅ローン減税、登録免許税・不動産取得税の特例、住宅取得資金等贈与制度等の適用要件である床面積のさらなる緩和（まずは40㎡の恒久化を目指し、将来的には35㎡以上とする）を要望する。

5. 買取再販に伴う不動産取得税の手続きの簡素化

○要望主旨

買取再販は業法上で必ず業者が瑕疵担保責任を負うことになり、瑕疵担保保険に適合するためのリフォームを施工するケースが多い。また売買価格を上げるために品質向上となるリフォームも併せて施工するため、既存住宅ストックを安全・良質で安心できる住環境として、不動産流通市場へ提供できる良い仕組みと考える。

よって、買取再販市場の拡大による良質なストック型社会の実現のために、当該特例措置の手続きの簡素化と適用要件の見直しを要望する。併せて、買取再販された物件を購入した買主も不動産取得税を支払っている状況は2重課税とも考えられ、住宅居住者ではない業者に不動産取得税を課税させる状況を見直すことも要望する。

6. 消費者の負担となる登録免許税の廃止

○要望主旨

不動産登記法の改正により「相続登記の申請の義務化」が令和6年4月から施行される際には、もともと任意であった相続登記を強制するため、現行の100万円以下の土地を対象とした相続登記の登録免許税の免税措置ではなく、消費者の理解を得られるよう相続登記に関わる登録免許税の廃止を要望する。

また、抵当権の性質は債務者または第三者が占有を移転させず、債務の担保に供した目的物について、自己の債権の弁済を受ける権利であり、抵当権設定・抹消の必要性は抵当権者にあることから、抵当権設定時及び抹消時による登録免許税は権利を取得する抵当権者が負担するか、債務者である買主（買取再販業者等を除く）の負担とならないよう廃止を要望する。

7. 印紙税の見直しによる新たな税の適用

○要望主旨

現代社会に即していない税制度となっている印紙税に関し、課税の公平や不動産取引に係る全体の税を考慮した印紙税に変わる低額な税額または低廉な税率を含めた印紙税のあり方について見直しの検討を要望する。

【低利用や未利用不動産の流通促進を図る政策要望】

1. 改正建築基準法における木造住宅の建築確認の円滑化

○要望主旨

2025年4月1日に改正建築基準法が施行され、4号特例の対象が縮小されたことにより、これまで建築確認が不要だった新2号建築物にあたる木造住宅についても建築確認申請が必須となった。これにより、今まで「7日以内」であった法定審査期間が「35日以内」に変更になり、さらにこの期間に補正期間は含まれないため、結果的に建築確認に相当な期間を要することとなってしまうっており、実際に円滑な不動産取引の妨げとなっている。

そもそも、建築確認に相当な期間を要してしまう理由として、申請を行う側の設計事務所のスキルが追い付いていないこと、また、建築主事・指定確認検査機関等の建築確認行政に携わる技術者等の数が限られてしまっていることが要因と考えられる。過去の判例から、この技術者等は建築確認において、責任の追及をされる等の負担が重いため、成り手が減少してしまっているのではないかと危惧している。

さらに、改正建築基準法の基準内容の精査も必要ではないか。今回の改正内容は、既存住宅の大規模改修も建築確認の対象となっており、増改築部分は省エネ基準に適合させる必要があるため、壁等を破壊しなければならないケースが考えられる。当該改修も建築確認の対象となるため、対象とならない改修工事ないしは空き家の利活用を諦め、解体もできず放置されることが想定される。そのため、かえって品質を向上させた空き家の流通の妨げとなっているのではないか。これは、SDGsの理念にも反する。

よって、建築確認行政に携わる技術者等の体制強化、および、基準内容を精査する等により、改正建築基準法における木造住宅の建築確認をより円滑化させることを要望する。

2. 地籍調査の促進並びに不動産取引に関する情報取得のDX推進

○要望主旨

不動産業の更なる業務効率化を目指し、生産性向上を図るため、活用が見込まれるデジタル・AI技術の具体例や活用方法の整理・検討を実施する等により不動産業DXを一層推進するよう望む。

特に、国土交通省の地籍調査WEBサイト上でも掲載している地籍調査をより活発に進展させるため、地籍調査が進んでいる地方行政の事例を集めて、有効な政策を検討してもらいたい。

また法務局には「公図」「地図」「地積測量図」「土地所在図」「地役権図面」「建物図面」といった様々な図があり、不動産取引に必要な情報も一体にして完備し、登記情報提供制度等で一括取得できるよう要望する。

併せて登記情報提供制度で取得したデータを印刷した書類は行政や農業委員会等への各種申請時に利用できない。当該書類に宅地建物取引業者情報や宅地建物取引士情報を記名することで、各種申請時に利用できるよう要望する。

3. SDGs 11を達成しストック型社会を実現するための既存物件の価値の見直し

○要望主旨

ストック型社会を実現するためには既存住宅および事業用物件の流通が必要不可欠であるが、当該物件は老朽化・陳腐化・改修時期を迎えつつある老朽不動産などが数多く存在する。これを踏まえ、当該不動産の社会的価値・物件価値を向上させ流通を促進するため、バリューアップ改修を促進するための環境整備を要望する。

特に、不動産の価値に大きく影響を与える金融機関は財務省の減価償却表に基づき担保評価を行う傾向にあり、既存住宅は「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を踏まえた価格査定マニュアルのように維持・管理やリフォームを行った場合の価値の回復・向上を反映する等の評価がされておらず、事業用物件は収益還元法等から算出された評価額が考慮されていないことが要因である。

また金融機関や一般消費者に対しても既存住宅に対する意識改革のため、宅建業者でなくても建物改修履歴が確認できる環境は重要であり、登記事項の新たな項目として「耐震改修工事」や「耐用年数向上工事」に関する項目を新たに追加するといった検討も必要と考える。

まずは金融機関の融資判断は流通市場に大きな影響を与えていることから、既存住宅は中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針を反映した担保評価、事業用物件は収益還元等を配慮した担保評価の導入を金融機関に対し促すことで適正な評価額を普及させ、今後はカーボンニュートラルの実現を踏まえ、社会全体で既存物件の価値を見直すための政策を要望する。

※SDGs 11 とは、人類が地球で暮らし続けていくために、2030 年までに達成すべき 17 ある目標の 11 番目「住み続けられるまちづくりを」指します。

4. 成年後見制度の活用を促進するための見直し

○要望主旨

現行の制度では一度後見人を選任してしまうと後見人は包括的な権限を有し、無断で権利行使することも妨げられず、解任事由がない限り円滑な交代も保障されていない。また利用者にとっては以下の問題があるため、利用しづらい環境にある。

- ・被後見人の資産を守るための性質から、被後見人等が望んでも預貯金の引出しなど資産の使用に一定の制限がかかる。
- ・後見人への報酬は被後見人が亡くなるまで支払い続けなければならない、通算の報酬額が不動産の売却処分で得られる所得よりも高額になる場合がある（同様に、不確定期限の報酬支払を前提とするため、不動産売却による収支の算段も立てることができない）。
- ・選任された後見人と会うことができない被後見人や親族は後見人に対して不信感を抱きやすい

成年後見制度は認知症等の診断を受けるなど事理弁識能力を欠く常況にある者の不動産資産を処分するにおいて極めて有効な仕組みであるため、欧米諸国と同様に当事者の視点において真に活用される制度を目指すべきである。これにより、管理不全空き家となる恐れがある低・未利用不動産の円滑な流通を促進させるため、制度利用の弊害となっている後見人の権限及び選任期間等の見直しについて次のとおり要望する。

1. 本人が必要とする身上保護・意思決定支援の内容やその変化に応じ、後見人等を円滑に交代可能とする機能を持たせる。
2. 他の支援による対応の可能性も踏まえて、被後見人にとって適切な時期に必要な範囲と期間で利用可能な有期の制度とする。

5. 農地を含んだ不動産の流通を円滑にするための農地法の見直し

○要望主旨

将来の不動産取引の問題となる所有者不明等を未然に防ぐため、農地法における農地の権利移動に関する許可の見直しを要望する。

一例として、農地所有者（委託者）が健康なうちに将来を見据え、市街化区域内に所有する農地の管理・運用・処分等を農業従事者でない家族（受託者）に任せるため信託することを希望した場合において、農地法における農業委員会の許可が得られない。農地が信託されれば、不測の事態となったとしても受託者となる家族がその権限と責任において、農地の管理・運用・処分等が行える。

農地の信託財産化が可能となれば、農地を荒廃させずに次世代へ承継でき、託された家族が農地を第三者に売却や賃貸または転用利用ができるため農地法の見直しを要望する。

また、都市計画区域内の市街化調整区域について、都市計画法第34条11号に伴う開発許可を得た場合には、宅地造成のみ転用を許可することや、非線引き区域内用途地域の定めのある区域内の農地も同様に、農地転用手続きを許可制でなく届出制とするよう要望する。

6. 宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドラインの改訂

○要望主旨

現在制定している宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドラインでは「人の死以外の心理的瑕疵」及び「売買取引時における心理的瑕疵の告知義務期間」の定めがない。しかし明確な基準を定めることは難しく、定めたとしても効果があるかは懐疑的である。よって以上の2点について、宅建業者が実務上の参考となるような過去の事例や判例を調査し、当該案件に対する見解や留意点などの情報を追記していくことで、トラブル回避の知識を得ることができる環境が望ましいと考える。よってガイドラインの改訂並びに更新を頻繁に行うよう要望する。

7. 宅建業免許申請における標準処理期間の設定

○要望主旨

免許申請の処理期間において、行政手続法上、行政は標準処理期間を定めるよう努めるとし、各地方行政で処理期間は公表されている。また宅建業法上では行政における免許申請に関する処理期間の定めはないが、「解釈運用の考え方」の中で「90日」という期間が設けられている。

しかし実際は地方行政ごとで受理から処理にかかる時間が違う。宅建業の免許申請から承認を知らせる通知ハガキが届くまで平均して1か月程度であるが、遅い地方だと1か月半から2か月程度かかっている。地方行政における人事や繁忙期の影響によると推測されるが、時間がかかりすぎている印象を受ける。

DX 推進などにより円滑な仕組み作りを検討し、新規事業者が申請からハガキを受領するまで3週間程度で業務処理が行われるといった宅建業法等で標準処理期間を設け、地方行政は標準処理期間内に行政手続きを完了させるように努めることを要望する。

8. 宅地建物取引業免許の承継

○要望主旨

宅建業を営む個人業者は非常に高齢化が進んでいる。個人事業者の大多数は、法人への免許切り替えについて考えたことがあり、それに際し個人免許番号が承継されることを望んでいる。

法人への免許切替えの際に個人免許番号が承継できるよう事前審査等のルールを定めた上で、個人事業主の宅地建物取引業免許の承継制度を要望する。

9. 地域価値共創による空き家・空き地等の利活用の推進

○要望主旨

近年、全国的に空き家・空き地等の増加が深刻な社会問題となっている。特に人口減少や高齢化が進行する地域においては、今後も加速度的に空き家・空き地等が発生することが予想される。しかし、それらの問題解決を担う不動産業者も当該地域においては減少傾向にある。そのため、単に空き家・空き地等の利活用を図るだけでなく、核となる不動産事業者を増やす支援ならびに育成、また、地域価値の創出に向けた協業の取組（地域価値共創）や付加価値サービス事業提供によるエリア再生を同時に行い、地域全体の持続的な発展を視野に入れた利活用を行う必要がある。

現在も不動産業アワードや地域価値共創プラットフォーム等で推進を図っているところではあるが、この動きをより加速させるため、地域課題解決に取り組む事業者を増やす支援および後押しする仕組みづくりやモデル事業の実施等による推進政策を要望する。

第48回年次大会開催 中村裕昌会長を再選



中村裕昌会長が再選

全日本不動産政治連盟は令和7年6月25日、東京都千代田区のホテルニューオータニ「おり鶴・翔の間」において、第48回年次大会を開催した。

司会の黒和磨総務委員長が開会を告げ、大会成立報告を行った。

代議員総数46名のうち、出席者数45名、有効出席者数45名で年次大会は有効に成立した。この年次大会より組織運営の効率化を図るため代議員が正会員から本部長に変更されている。

続いて、挨拶に立った中村裕昌会長は、6月22日投開票された東京都議会選挙について、国政与党に対する不信任感などにより自民・公明とも議席を減らす結果となった。特に自民党は過去最低21議席と大敗したことを述べた。

この都議会議員選挙をふまえ、7月3日公示、7月20日投開票の参議院議員通常選挙について、この流れが全国規模で顕在化する可能性に触れ、もし参議院でも政権与党が過半数を割ることになった場合、当連盟としては令和8年度税制改正及び政策に関する要望活動など政党対応に苦慮することになる。いずれにしても今後の政権運営を注視しながら会員の権益擁護のための確に对应して参りたいと述べた。

議事進行にあたり、議長は長野県本部の矢口則義氏、副議長は島根県本部の舟越隆明氏が選出され、議事録署名人には、福井県本部の西和成氏と宮崎県本部の隈元ヤヨイ氏が指名された。

松永幸久幹事長、谷合ひろ財務委員長・会計責任者、久保田善九郎監査役から、令和6年度の活動報告・決算報告・監査報告、令和7年度の活動方針・収支予算の報告が行われた。次に幹事および監査役の任期満了に伴う役員選任の決議が行われ、挙手採決を経て、原案通り可決、承認された。

なお、今期より執行体制のスリム化と迅速化を図るとして幹事定数の上限が41名から20名に削減されている。

第23期の新役員の承認後、大会議事を一時中断。会長選任のための幹事会が開催された。

新役員による幹事会は、全会の賛同をもって中村裕昌氏を会長として再選した。選出された中村会長は、会長推薦幹事候補者2名の提案を行い、挙手採決において賛成多数により承認を得てすべての議事を終えた。

最後に、本ノ内諭副会長の閉会の辞により第48回年次大会は滞りなく終了した。



松永幸久幹事長



(左)矢口則義議長、(右)舟越隆明副議長



第23期新役員の幹事19名・監査役3名が決定



谷合ひろ財務委員長が令和7年度収支予算を報告

令和7年度 重点活動指針

- ① 運営方針に基づき更なる会員増強に努め、組織の充実強化を図る。
- ② 会員及び消費者に対し当連盟の活動をより理解してもらうため、ホームページの充実を図り、メールによる情報発信を行う。
- ③ 全日本不動産政策推進議員連盟及び顧問議員等を通じ、当連盟が掲げる税制改正及び政策の実現を目指す、要望活動を行う。
- ④ 総本部と地方本部の連携を図り顧問議員との緊密な関係が構築できるよう努めるとともに国政選挙において、当連盟顧問議員及び全日議連会員並びに与党議員への支援活動を積極的に行う。
- ⑤ 政治・経済に関する調査研究活動を行う。

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、新春を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

2025年の日本は、賃上げや設備投資の拡大で前向きな動きが見られる反面、物価高や米国の関税政策など外的要因が生活や経済を圧迫し、夏の参議院選挙で与党が過半数割れとなり、日本初の女性首相として高市早苗新政権が10月に発足いたしました。12月には日銀が政策金利を0.75%へ引き上げ、30年ぶりの金利水準となりましたが、依然として円安基調が続くなど、政治・経済が大きく揺れ動いた一年となりました。

高市内閣は、強い経済の実現に向け、3つの柱のひとつとして、生活の安全保障・物価高への対応を挙げ、住宅ローン減税、低未利用土地等を譲渡した場合の100万円控除の適用期限の延長などが盛り込まれた令和8年度の税制改正大綱を取りまとめました。

この税制改正大綱において、当連盟がかねてより要望して来た既存住宅に対する床面積要件の引下げ(50㎡→40㎡)が実現するなど、既存住宅について要件拡充・控除上限額拡張(3,000万円→3,500万円)・控除期間延長(10年→13年)等の措置が盛り込まれました。

近年、新築不動産価格の著しい高騰が続いており、住宅取得環境は大きな変化を迎えています。この状況において、既存住宅市場の拡大は不可欠であり、今後さらに隆盛を迎えることが予想されます。加えて、今般の税制改正大綱は、消費者にとって住宅取得を後押しするだけでなく、不動産流通事業者にとっても市場拡大の好機を提供するものであります。したがって、既存住宅市場の活性化は、消費者の選

択肢を広げると同時に、事業者にとっても能力発揮の場となり、住宅市場全体の持続的発展に資する重要な契機となります。

その一方で、省エネ性能基準(ZEH等)を既存住宅へ適用するには、その実効性に課題が残されています。既存住宅においては、事後的に基準を満たすための新たなスキームの開発や財政的支援策の拡充、さらに施工を担う人材の継続的育成が不可欠です。建築コストの高騰が続く現状では、従来の「既存物件を取り壊して新築する」方式だけでは健全な市場環境を維持することは困難となっています。そのため、良質な既存住宅の維持と流通の促進にこれまで以上に積極的に貢献していくとともに、持続可能な住宅市場の形成に寄与して参りたいと考えています。

私も全日は以前より空き家、空地及び既存住宅の流通促進を図る税制改正・政策を強く要望しています。

今後も、当連盟としては、少子高齢化に伴う空き家を含めた諸問題や外国資本の不動産取得といった不動産業界を取り巻く課題について調査研究を行うとともに、全国の会員及び消費者からの声を、政府、関係省庁、全日本不動産政策推進議員連盟及び顧問議員を含めた政治家の方々に届けていくなど、皆様のご期待に応えられるよう国民の生活基盤の安定と向上、会員の權益擁護に努めて参ります。

結びとなりますが、皆様には日政連の活動に引き続きご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、この一年が皆様方にとりまして、「希望あふれる、素晴らしい一年」となりますよう、心からご祈念を申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



日政連会長
中村 裕昌



令和8年度 税制改正大綱が決定 住宅ローン減税が5年延長・既存住宅は取得支援拡充へ

与党の自由民主党と日本維新の会は令和7年12月19日、「令和8年度税制改正大綱」を決定し、同26日に閣議決定が行われた。今回の大綱には、全日本不動産政治連盟(日政連)が取りまとめた「令和8年度税制改正及び政策要望」の内容が幅広く反映され、不動産市場の安定と実需の確保に向けた重要な措置が盛り込まれた。

日政連は、国会予算が約70年ぶりに減額修正されるという厳しい財政環境の中、不動産関連の税制特例が縮小されれば、住宅・土地市場における実需との乖離がさらに拡大し、内需の縮小を通じて市場低迷を招く恐れがあると指摘。適用期限を迎える各種税制特例の延長・拡充を強く求めてきた。

こうした要望を受け、今回の大綱では、まず新築着工数の減少が続く中で内需を支える「住宅ローン減税」について、適用期限を5年間延長するとともに、利用しやすさを高めるための床面積要件の緩和が盛り込まれた。住宅取得のハードルを下げることで、需要喚起と市場の安定化を図ることを目的としている。

また住宅市場全体の活性化に向けて、既存住宅の取得支援措置も拡充される。既存住宅に関する税制優遇の強化に加え、床面積要件が40㎡に緩和され流通促進に向けた環境整備が進むこととなった。

一方、全国的な社会問題となっている空き家・空き地の増加を抑制するため、日政連が創設段階から要望してきた「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得100万円特別控除」についても、制度の延長・拡充が認められた。遊休不動産の市場流通を促す実効性の高い制度として、引き続き地域の課題解決に寄与することが期待される。

このほか、今年度で適用期限を迎える不動産関連の各種税制特例措置についても、延長が幅広く認められた。厳しい財政状況の中にあっても、現場の実情を踏まえた制度維持が図られた。日政連では、引き続き会員事業者の声を政策に反映させ、不動産市場の健全な発展に向けた取り組みを進めていく。

日政連の主な活動成果(延長・拡充)

▶住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)

住宅ローン控除	適用期限を5年間延長
新築住宅	床面積要件の緩和(50㎡→40㎡)
既存住宅	床面積要件の緩和(50㎡→40㎡)
	控除上限額拡張(3,000万円→3,500万円【注① 4,500万円】) 控除期間延長(10年→13年) ※省エネ性能の高い既存住宅(認定住宅・ZEH水準など)を取得した場合

注①:夫婦のいずれかが40歳未満、または19歳未満の子を持つ子育て世帯に適用される借入限度額

▶低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除

所得税	100万円控除
-----	---------

▶新築住宅に係わる税額の減額措置の延長(固定資産税)

戸建て	3年間税額1/2に軽減
マンション	5年間税額1/2に軽減

第51回衆議院議員総選挙

日政連推薦の212名が当選

第51回衆議院議員総選挙は令和8年2月8日投開票され、自民党が316議席を獲得し、単独で定数465の「3分の2」を超える歴史的な大勝となった。小選挙区では1都30県をほぼ独占し、比例でも議席を伸ばした。

日政連推薦の自民党議員は小選挙区・比例で計212名が当選を果たした。

一方、立憲民主党と公明党が合流した中道改革連合は49議席と大幅に議席を失い、与党のパートナーである日本維新の会は36議席、国民民主党は28議席と小幅な増加にとどまった。参政党（15議席）やチームみらい（11議席）など新興勢力が比例で躍進し、国会の構成は大きく変化した。

自民党が歴史的な大勝を収めたことで、高市政権は強固な基盤を得て、「責任ある積極財政」を中心に、経済成長を重視した政策の推進に本格的に取り組むことになる。

高市政権には、安定した政策運営のもとで地域経済の活性化と住宅市場の安定につながる政策の着実な実行を期待したい。さらに、住宅取得支援や税制の簡素化など、不動産取引の活性化につながる制度整備も重要で、市場の透明性を確保しつつ、地域密着型の事業者が持続的に成長できる環境づくりを進めてもらいたい。

🎯 日政連推薦の自民党当選議員一覧表 (敬称略)

北海道

高木 宏壽
中村 裕之
和田 義明
鈴木 貴子
向山 淳
武部 新

青森県

津島 淳
神田 潤一
木村 次郎
江渡 聡徳

岩手県

鈴木 俊一

宮城県

土井 亨
渡辺 勝幸
西村 明宏
森下 千里
小野寺 五典

秋田県

富樫 博之
福原 淳嗣
御法川 信英

山形県

遠藤 寛明
鈴木 憲和
加藤 鮎子

福島県

西山 尚利
根本 拓
上杉 謙太郎
坂本 竜太郎

栃木県

船田 元
五十嵐 清
築 和生
石坂 太
茂木 敏充

群馬県

井野 俊郎
笹川 博義
小淵 優子

埼玉県

村井 英樹
新藤 義孝
黄川田 仁志
穂坂 泰
尾花 瑛仁
中野 英幸
柴山 昌彦
大塚 拓
山口 晋
小泉 隆司
野中 厚
三ツ林 裕巳
田中 良生
土屋 品子

千葉県

門山 宏哲
小林 鷹之
松野 博一
鹿嶋 祐介
英利 アルフィヤ
齋藤 健
森 英介
浜田 靖一
松本 尚

東京都

山田 美樹
辻 清人
石原 宏高
平 将明
若宮 健嗣
畦元 獎吾
丸川 珠代
門 寛子
菅原 一秀
鈴木 隼人
下村 博文
高木 啓
土田 慎
松島 みどり
大空 幸星
大西 洋平
平沢 勝栄
福田 かおる
松本 洋平
木原 誠二
小田原 潔
伊藤 達也
川松 真一朗
萩生田 光一
井上 信治

今岡 植
黒崎 祐一
安藤 高夫
長沢 興祐
長島 昭久

神奈川県

丸尾 なつ子
につた 章文
中西 けんじ
永田 まりな
さかい 学
古川 なおき
鈴木 けいすけ
みたに 英弘
上原 まさひろ
田中 かずのり
小泉 進次郎
星野 つよし
また こう一郎
あかま 二郎
河野 太郎
佐藤 まさし
牧島 かれん
やまぎわ 大志郎
くさま 剛
金沢 ゆい

山梨県

堀内 昭子

新潟県

内山 航
国定 勇人
斎藤 洋明
鷲尾 英一郎
高島 修一

富山県

中田 宏
上田 英俊
橋 慶一郎

石川県

小森 卓郎
佐々木 紀
西田 昭二

福井県

稲田 朋美

長野県

藤田 ひかる
井出 庸生
後藤 茂之

岐阜県

野田 聖子
古屋 圭司

静岡県

上川 陽子
深澤 陽一
勝俣 孝明
城内 実

愛知県

工藤 彰三
丹羽 秀樹
伊藤 忠彦
長坂 康正
若山 慎司
今枝 宗一郎
根本 幸典

三重県

田村 憲久
川崎 ひでと
鈴木 英敬

滋賀県

大岡 敏孝
上野 賢一郎
武村 展英
小寺 裕雄

京都府

勝目 康
藤田 洋司
繁本 護
北神 圭朗
本田 太郎
園崎 弘道

大阪府

中山 泰秀
谷川 とむ

兵庫県

盛山 正仁
関 芳弘
谷 公一
大串 正樹
山田 賢司

西村 康稔
渡海 紀三朗

奈良県

小林 茂樹
高市 早苗
田野瀬 太道

和歌山県

山本 大地

鳥取県

石破 茂
赤澤 亮正

島根県

たかがい 恵美子
高見 康裕

岡山県

逢沢 一郎
山下 貴司
加藤 勝信
橋本 岳
平沼 正二郎

広島県

岸田 文雄
平口 洋
石橋 林太郎
新谷 正義
小林 史明
寺田 稔

山口県

高村 正大
岸 信千代
林 芳正

徳島県

山口 俊一

愛媛県

塩崎 彰久
長谷川 淳二
村上 誠一郎

高知県

中谷 元
尾崎 正直

福岡県

井上 貴博
鬼木 誠
麻生 太郎
武田 良太

佐賀県

岩田 和親
古川 康

長崎県

金子 容三

熊本県

木原 稔
西野 太亮
坂本 哲志
金子 恭之

大分県

衛藤 博昭
広瀬 達
岩屋 毅

宮崎県

武井 俊輔
江藤 拓
古川 禎久

鹿児島県

宮路 拓馬
三反園 訓
小里 泰弘
森山 裕
保岡 宏武

沖縄県

國場 幸之助
宮崎 政久
島尻安伊子
西銘 恒三郎

日政連

書：故 野田卯一氏

令和 6 年度 総集編 保存版



● 目次

第47回 年次大会開催	02
日政連 令和 7 年度税制改正及び政策に関する要望を決定	03
令和 7 年度 税制改正及び政策に関する要望一覧	03
全日本不動産政策推進議員連盟総会開催	04
斉藤国交大臣に要望書を提出	05
自民党予算・税制等に関する政策懇談会に出席	06
公明党政策要望懇談会に出席	06
第50回衆議院議員総選挙 日政連推薦等の187名が当選	07
日政連推薦・顧問・全日議連会員の当選議員一覧	07
令和 7 年度 税制改正大綱決定	08
全日・保証・TRA・日政連 合同「令和 6 年度 役員研修会」を開催	08
地方本部活動レポート	09

会員の権益を守り、会員の要望を政治・行政に届けること。
それが私たち“日政連”の役割です。

日政連

あなたの“声”を政治に届ける日政連へようこそ！



全日本不動産政治連盟

All Japan Real Estate Political Federation